

福祉公安委員会会議記録（第1号）

令和6年 6月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 6月27日(木曜)

午前 10時59分 開会

午後 1時 5分 散会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	真山祐一	副委員長	渡邊哲也
委員	佐藤憲保	委員	宮下雅志
委員	山田平四郎	委員	鈴木智
委員	橋本徹	委員	宮川政夫
委員	安田成一		

5 議事の経過概要

(午前 10時59分 開会)

真山祐一委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、山田平四郎委員、宮下雅志委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 8 件、議員提出議案第42号外 3 件及び請願 1 件である。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより保健福祉部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課吉荒主査である。

政務調査課菅野主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（部参事以上の新任者は自己紹介、その他の新任者は政策監より紹介）

真山祐一委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 8 件を一括議題とする。

直ちに、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

（別紙「6 月県議会定例会福祉公安委員会保健福祉部長説明要旨」により説明）

真山祐一委員長

続いて、こども未来局長の説明を求める。

こども未来局長

（別紙「6 月県議会定例会福祉公安委員会こども未来局長説明要旨」により説明）

真山祐一委員長

続いて、保健福祉総務課長の説明を求める。

保健福祉総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

真山祐一委員長

続いて、国民健康保険課長の説明を求める。

国民健康保険課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

続いて、障がい福祉課長の説明を求める。

障がい福祉課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

続いて、子育て支援課長の説明を求める。

子育て支援課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

続いて、児童家庭課長の説明を求める。

児童家庭課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

以上で説明が終わったため、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

橋本徹委員

保4ページの電子処方箋の活用・普及促進事業について聞く。

これまでの報道によれば、電子処方箋の導入が進んでいない現状を踏まえて今回補正を組んだと理解するが、病院及び薬局それぞれ1箇所につきどの程度の補助額か。

薬務課長

既に医療情報化支援基金（ICT基金）により国が導入費用の補助を行っているが、病院では事業費の6分の1、薬局では4分の1を県が上乘せして助成することにより、病院では2分の1、薬局では4分の3が補助されることになる。

橋本徹委員

病院及び薬局それぞれ1箇所につき幾ら程度を想定し、予算計上したのか。

薬務課長

当該システムの導入費用は、200床以上の大規模病院では600万円程度、薬局では

50～60万円程度を要すると想定されるため、それらに対して補助する。

橋本徹委員

それぞれの負担額は、大規模病院では約半分の300万円程度、薬局では10万円強になると思うが、補助額の計算に間違いはないか。

薬務課長

実際に導入するシステムベンダー等の金額設定によると思うが、委員指摘の額程度になると考えている。

橋本徹委員

既に導入していた施設への遡及措置はあるのか。

薬務課長

令和5年1月に電子処方箋が正式導入されたが、国が導入支援を開始した4年4月まで遡り補助する計画である。

橋本徹委員

国と県が導入費用を補助するとのことだが、認知度アップに向けて県ではどのように対策するのか。

薬務課長

(一社)福島県医師会や(一社)福島県薬剤師会などを通じた働きかけ、県ホームページによるPRのほか、各団体への直接的な働きかけにより普及促進に努めていく。

鈴木智委員

保43ページの議案第5号については、若松乳児院を廃止し郡山市に福島県立乳児院を設置することによって、地理的に便利になり非常によい方向に向かうと思う。後学のために、乳児院が会津若松市に設置された歴史的な背景など理由を聞く。

児童家庭課長

申し訳ないが、会津若松市に設置した理由は把握していない。

橋本徹委員

議案第5号について、指定管理者に管理させることになった経緯を聞く。また、入所定員について、若松乳児院における40人から県立乳児院における15人に至った経緯を聞く。

児童家庭課長

これまでの経緯を説明する。平成31年1月31日に、県社会福祉審議会児童専門分科会から、新たな乳児院の在り方として指定管理者制度を導入し効果を検証しながら、将来的には民間移譲の方向性を検討していくべきなどの答申があった。同年3月27日に、県子育て支援推進本部会議において、新たな乳児院には指定管理者制度を導入し、民間の専門性や経営実践力を取り入れることが決定された。令和2年7月に事業提案公募が開始され、(公財)星総合病院から参加表明があり、同年11月13日に同病院を指定管理候補者として選定した。3年8月10日に新たな乳児院の整備計画を公表し、4年に実施計画の策定、5年に新複合施設として着工、来年2月末に竣工し整備が整う予定となる。

また、定員が40人から15人に至った経緯は、直近の入所実績等の勘案による。

橋本徹委員

課長答弁のとおり、指定管理者制度の導入には民間の専門性や経営実践力を取り入れるとのメリットもあると思うが、一方ではサービスの質が低下するリスクといったデメリットもあると思う。県は、リスク低減に向けて今後どのように関与していくのか。

児童家庭課長

指定管理者制度の導入により、医療機関との密接な連携や多機能化が図られるとのメリットが挙げられる。これまでも指定管理候補者として選定された(公財)星総合病院と整備に向けて検討を重ねてきており、今後も引き続き開設に向けて検討を重ねていきたい。

宮下雅志委員

議案第12～14号の条例改正について、職員配置基準が30対1から25対1、20対1から15対1などに変更されると、保育所や認定こども園など施設側の負担が増えることになるが、財政的な支援なども並行して実施されるのか。

子育て支援課長

配置基準の改正に伴い、今年4月から実施される加算措置により人件費分を支援する。

宮下雅志委員

「保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第47条第3項の規定は、適用しない。」との規

定があり、つまり当分の間は従前の基準でよいとの内容だと思う。「保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例、「当分の間」の期間について具体的な想定を聞く。

子育て支援課長

施設等においては配置基準を満たすよう新たに保育士を雇用するが、人員不足等により基準を満たすことができない場合は、制度上、従前の配置基準を適用することになっている。なお、市町村を通じて4月時点の状況を確認したところ、95%前後の施設が配置基準を満たしており、残りについても今年度中をめどに配置基準を満たすよう動いている。

「当分の間」については、国において明確に期間を定めておらず、県においても同様だが、可能な限り速やかにと考えている。

宮下雅志委員

少子化対策の観点からも保育士の確保は非常に重要な課題であるため、可能な限り施設の負担にならないよう保育士を取り巻く環境の改善等を含め、魅力ある職場となるよう進めてほしい。

安田成一委員

保35ページの議案第11号について、就労選択支援員の人員基準として管理者の配置を定めるとのことだが、就労選択支援員の中から管理者を選任するのか。

障がい福祉課長

就労選択支援は、障がい者が就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、就労先や就労継続支援事業所等に行く前に十分なアセスメントを行うという新しい事業形態である。制度内容はまだ不明確な部分はあるが、令和7年10月1日から施行されるとのことである。

事業実施に係る人員の配置基準において管理者の規定が抜けていたことから、国において就労選択支援員のほかにも管理者を配置するよう政令が改正されたことに伴い、本県においても同様に管理者に係る規定を設けるため条例改正を行う。

安田成一委員

新旧対照表における第60条の4第3項では、就労選択支援事業所以外の事業所等の職務に従事できると規定されているが、こうした事例は県全体において相当数生じる想定か。

障がい福祉課長

他の障害福祉サービスの事業所についても、一定の範囲で管理者の兼務を認めている例があるため、今回も同様の取扱いになると考えている。

佐藤憲保委員

保3ページの医療施設等物価高騰対策事業については約3億5,000万円が予算化されている。令和5年度の物価高騰対策では医療機関や社会福祉施設等も対象になっていたが、今回の「医療機関等」の「等」にはどの範囲が含まれるのか。

地域医療課長

病院、診療所、薬局、施術所、鍼灸あん摩、柔道整復のうち保険適用分が対象であり、昨年度と同様に進めたい。

佐藤憲保委員

間違いなく同じなのか。

次長（健康衛生担当）

介護等の社会福祉施設については4月1日に介護報酬が改定されたが、医療機関は6月1日に診療報酬が改定されたため、4、5月の空白期間が生じた医療機関等への支援である。

なお、医療機関等の範囲については昨年度と同じである。

佐藤憲保委員

了解した。

また、児童家庭課長においては若松乳児院の歴史について勉強願う。

児童家庭課長

改めて若松乳児院の経緯について説明してもよいか。

佐藤憲保委員

長くなるから不要である。

児童家庭課長

承知した。すぐに答弁できるよう勉強する。

佐藤憲保委員

約20年前、既に退職していると思うが、大変な熱意を持ち乳児院を運営していた所長が忘れられない。当時は大変古い木造建築だったが、「将来福島県を支えてくれる可能性がある子供たちを育てるために、このような建物はひどいため早く建設

してほしい」と再三要望され、乳児院の歴史や必要性も教わった。

なぜ会津若松市に「若松」乳児院との名称で設置されたのか、なぜ今回は名称に福島県の「県」が入ったのかについて、担当ばかりでなく全員が勉強しておくよう要望する。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮下雅志委員

少し今さらな感じがするが、福祉監査について聞く。令和5年度から福祉監査課が社会福祉課に統合された。社会福祉課は社会福祉施設等と様々な施策を通じて密接な連携の下に支援をしていくが、監査はどちらかと言えば監視するような位置づけだと思う。従来は別の担当課として独立していたが、5年度から社会福祉課に統合されることになった経緯を聞く。

社会福祉課長

委員指摘のとおり、令和5年度から福祉監査課が社会福祉課に統合された。福祉監査課では社会福祉法人や社会福祉施設等の指導を担っており、当課では高齢者や障がい者など各専門分野を超えた部分やはざまの部分など、地域福祉全般に係る様々な対応をしてきた。その中で、地域福祉向上の観点から福祉監査業務も担うことになった。

宮下雅志委員

1つの課において、社会福祉の推進と運営管理の確認を担うことは非常に重要であると思う。一方で、監査に当たる職員は専門的な知見が相当要求されると思うが、そうした職員の養成は非常に難しいと思う。指導監査担当職員の資質向上を目的とした研修会について予算計上されているが、どの程度の経験年数で、どのようなスキルを持った職員が監査に当たるのかなど、その辺りの仕組みを聞く。

社会福祉課長

当課では高齢者施設や児童福祉施設等を担当しており、監査や実地指導に当たっては各専門分野の法律を熟知していることが重要である。当課の監査担当職員は約10名であるが、福祉事務所など現場で経験を積んだ職員や、私のように当課に配属されて初めて福祉分野に携わる職員もいる。過去に現場で担当した経験があれば、法律等にもなじみがあるためスムーズに業務に当たることができる。当課において監査業務を担う職員については、基本的にはOJTにより課内で法律等を学んだり、実地指導など現場で学び取ったりしてもらうほか、一部専門的な研修等を実施している。また、市所管の施設や法人は市が指導しているため、市へは県が主催して研修等を実施している。

宮下雅志委員

大分前に「非常に怖かった」「犯人扱いされた」との感想を漏らす施設職員がいたが、監査は厳しく、恐らく施設側としては取調べを受けるような印象を持つのだと思う。

施設を管理する立場と監査する立場が同じ社会福祉課であることも含めて、事前に気軽に相談できるなど監査自体がある程度風通しのよい状態となるような仕組みが必要だと思うが、考えを聞く。

社会福祉課長

監査と聞くと、警察官の取調べのような内容を想像されると思うが、実際にそうしたケースは1年間のうち数件しかない。虐待など極めて悪質である際は監査を行うが、それ以外については指導という形が主である。

委員指摘のとおり、風通しのよい体制が非常に重要であると考えている。年度の前半には、社会福祉法人や社会福祉施設等に対し、介護報酬、施設の設置基準、虐待防止に向けた研修等を実施するほか、職員の雇用管理や就労環境の向上を含めた指導等を通じて理解を深めていく。また、本庁や各福祉事務所における相談体制を強化していきたい。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、保健福祉部の審査を終わる。

ここで暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 1時 開議)

真山祐一委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

初めに、議員提出議案第42号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第42号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第43号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第43号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第44号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第44号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に議員提出継続審査議案第9号について、各委員の意見を聞く。

宮川政夫委員

否決の方向で願う。

安田成一委員

否決の方向で願う。

真山祐一委員長

継続審査議案第9号については、否決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

継続請願13号については、さきに審査した継続審査議案第9号に関連しているこ

とから、不採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月2日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明6月28日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、警察本部及び病院局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時 5分 散会)